

裁判員経験者との意見交換会（第6回）議事録

1 開催日時

平成27年3月3日(火)午後3時00分～午後5時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

裁判員経験者3名

（裁判所）手崎政人裁判官（司会），井草健太裁判官

（検察庁）川上高央検察官

（弁護士会）横見健太弁護士

（事務担当者）伊藤良信刑事首席書記官，飯田雄平刑事次席書記官，安野明彦

刑事訟廷管理官，豊吉健総務課長，山下憲一総務課庶務係長

4 意見交換

発言内容は別紙のとおり

意見交換会における発言

(司会)

裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。この意見交換会開催の趣旨を簡単に説明させていただきますと、裁判員裁判に対する国民の理解を深めるために、実際に裁判員裁判に参加した方々からお話を伺って、検察官及び弁護士には今後の実務の在り方を考えてもらい、裁判所としても裁判員経験者から忌憚のない意見を伺うことによってよりよい裁判員裁判の実現を目指していくことにあります。また、報道の関係では、最近是个々の事件が終わった都度の記者会見があまり実施されていない実情もあるので、この機会に記者の皆さんに裁判員経験者の声を聞いていただくという趣旨もあります。本日は、裁判員裁判のいろいろな側面で話題が出ることと思いますが、大小問わず改善を求めたいということがありましたら、どんなことでも結構ですので、どうぞ遠慮なく御発言いただきたいと思ひます。

さて、皆さんに裁判員として参加していただいた2件の事件はいずれも放火の事件でしたが、一件は会社に放火した既遂の事件で7月に公判を行ったもの、もう一件は放火未遂で9月に公判を行ったもので、責任能力の点には争いがなく、心神耗弱を認めたものでした。以降、前者を放火既遂事件、後者を放火未遂事件と呼称させていただきます。

まずは裁判員として参加していただいた皆さんに、全般的な感想を率直にお聞きしていきたいと思ひます。例えば、こんな点が難しかったとか、こんな点に戸惑った、あるいは経験してみても良かったと思ひましたら一言お願いいたします。1番の方から順番でお願いします。

(1番)

まずは、裁判員裁判への参加や、本日の意見交換会の場を作ってもらったことで、ここに来られたこと自体をうれしく思ひます。裁判員裁判を経

験して大切だなと思ったのは大きく二つです。一つはバランス，もう一つは経験値です。バランスというのは言葉どおりですが世の中には良いことも悪いこともあり，理不尽なこともいっぱいある中でのバランス，そういったことです。経験値というのは人生経験値，特に出産，育児，命，最近話題になっていることですと介護，こういったことを考えていくこと自体が経験値につながっていくと感じました。その中で特に強く思っていることは，幼少のうちから感情の豊かさを育てていく親や周りの大人の在り方が大切であるということです。

(2 番)

裁判員裁判に参加して良かったか悪かったかと言われれば，良かったかなというのが率直な感想です。最初は，正直に言ってあまり興味がないという感じでした。最初に通知が来たときにも，そういえば国がこんなことやっていたなと思い出す程度のものでした。実際に裁判に参加したときには，決められたことが多いなあという感想を持ちました。私の仕事の性質と違うという点もあるのですが，裁判は，決められたルールがあって，それに当てはめていく作業であるという印象をものすごく強く持ちました。もちろんルールは大事だと思いますが，それをある程度破っていくのが裁判員裁判に求められるものなのかなと思っていましたので，少し普通の感覚とは違う解決をしていくんだなと思いました。

(司会)

法律の仕事というのはとにかく決められたことをやることが多いので，そういった感想を持たれることはごく自然なことだと思います。それでは，3番の方がいかがですか。

(3 番)

最初に裁判員候補者になったことの連絡が来たときはあまり気にしていなかったのですが，実際に裁判員候補者として呼出しの連絡が来たときは

びっくりしましたし、すごく行きたくありませんでした。それで、書類の中のアンケートで、何とか行かなくて済むような文言がないかを探したんですが、それもなくて、行かなくちゃいけないんだ、行かないと罰金も払わなくちゃいけないんだということで、本当に最初はいやいや来ました。裁判所に来てみたら30人くらいの方がいらっしまったので、ああこれで私は当たらないで済むわ、大丈夫だわって思いました。次に6人くらいのグループで質問を受けたのですが、その際に私は「難聴気味なので、裁判はできないと思います。」と言ったところ、裁判長から、「今の会話が成立しているから、大丈夫ですよ。」と言われて、ああそうなんだと思い、後はくじ運に任せようと思いました。そうしたら、自分の番号が呼ばれてしまい、もう腹をくくることにして、選ばれた以上は自分ができる範囲で頑張らなくちゃと気持ちを切り替えて参加しました。

それで、実際に裁判に参加したところ、世の中にこんな不幸な家族がいるんだということが分かりました。自殺を図ろうと思って放火をしたという経緯を聞いて、自分の身の周りとはかけ離れた世界だということもあつてか、いとおいしいというか、裁判を聞いていても涙が出そうになりました。判決が出て、皆さんといろいろな話をしたんですが、私はこの裁判に参加できて良かったと終わってからそう思いました。もし今後私の周りで裁判員候補者に当たった人がいたら、私は「絶対行ったらいいよ。」って言えると思います。

(司会)

3番の方からは裁判員に選ばれたときの気持ちを語っていただきましたが、1番の方はいかがだったでしょうか。

(1番)

最初に来年度の裁判員に選ばれるかもしれないという旨の通知が来たときは憂うつでした。ああ、選ばれちゃった、という感じです。その後、実

際に裁判員選任期日の呼出しがあったときは「うわーっ」と思ったのですが、会社の人にそのことを話したところ「うわー、すごい。うらやましい。」と言われたので、私もそれでちょっと調子に乗ってその後はうらやましいと思われることに当たったと思うことにしました。そして、実際に裁判員に当たったときも、そんなに悪いことではないと感じました。

(司会)

仕事との関係で何かハードルになるようなことはありませんでしたか。

(1番)

自営業のような状態なので、働いたら働いただけのお金しかもらえないので、裁判員で働かなければその分お金がもらえないというそのことを割り切るかどうかの話でしたので、特に問題はありませんでした。

(司会)

2番の方はいかがでしたか。

(2番)

会社の中では私が初めて裁判員に選ばれたこともあり、休みを何にするかということが話題になり、特別休暇とするという社則が決まりました。会社との関係で何かあったとすれば、それくらいです。

(司会)

会社としては気持ちよく送り出してくれたと伺ってよろしいでしょうか。

(2番)

そうですね。決まった以上は頑張っってらっしゃいという感じです。

(司会)

最近では、制度開始当初と比べると、裁判員候補者として来てくださる方の割合が少し低下しているとも言われていまして、皆さんの周りの方には、裁判員に選ばれる可能性があることについて、仕事との関係で抵抗感のようなものを感じるといったことはありますか。1番の方いかがですか。

(1 番)

私の周りでは、裁判員に選ばれることに現実味がないという感じの人が多いです。呼ばれたらそのとき考えようという感じですが、そして、現実味を帯びてきてどんなことをやるのかが分かってくると、そんなことは自分にはできないと考える人もそこそこいるように思います。

(司会)

2 番の方に伺いますが、裁判員のための休暇が社則でできたというお話でしたが、その社則を作るに当たって、社内で何かもめたりといったことはなかったですか。

(2 番)

特にありませんでした。有給じゃないから、あとは特別休暇しかないという感じで、自然に決まったようです。

(司会)

裁判員裁判は国民の皆さんの参加がなければ始めることもできない制度ですので、会社の理解をいただけることは大変ありがたいことです。

さて、ここからは事件の中身に関して話を伺っていきたいと思います。被告人質問について、質問者の声の大きさ、口調又は話す速度はいかがでしたでしょうか。3 番の方いかがですか。

(3 番)

聞き取れるときとそうでないときはありましたが、大丈夫でした。

(司会)

1 番の方はいかがでしたか。

(1 番)

特に違和感を感じた記憶はないため、聞きやすかったと思います。

(司会)

2 番の方はいかがでしたか。

(2 番)

はい。私も、声の大きさや滑舌の点では聞きやすかったと記憶しています。

(司会)

検察官はいかがですか。

(検察官)

私は普段から結構早口で、滑舌にもあまり自信がない方なので、普段の公判や特に裁判員裁判時には、意識的にゆっくり大きな声で話すよう心がけています。ただ、話が進むうちに、どうしても早口になったりすることもあるので、今後も十分に意識してそのようなことにならないよう留意したいと考えています。

(司会)

次に、被告人が犯行の動機を話す場面があったと思いますが、その時のことについてお尋ねします。犯行の動機については、皆さん理解はできましたか。3番の方いかがですか。

(3 番)

把握できました。

(2 番)

理解できました。一般社会と違って、かなり丁寧だったと思います。

(司会)

理解といっても、納得できたかどうかというのはまた別だと思しますので、皆さんとしては被告人がそう考えたことを理解できたかどうかということになるかと思えます。そういった観点で理解はできたと承ってよろしいですか。

(2 番)

結構です。

(1 番)

被告人がそういうふう考えたんだな，という程度において理解はできませんでした。

(3 番)

被告人はすごく正直そうな人だったので，嘘はないと思いました。

(司会)

検察官が少し突っ込みを入れていたところもあったと思いますが，その点検察官としてはいかがでしたか。

(検察官)

放火未遂事件の方は，本人が自分が働いていた店に火を付ける際に，ほかのフロア等に燃え移ることは全く頭になかった，ただ死ぬためだけに火を付けたと言っていたのですが，放火というのはほかの所に燃え移る危険性がある行為であり，その危険性を分かった上で火を付けているのではないかと，そういうところを検察官としては立証しようと考えていました。ですので，被告人質問では，以前そこで働いていた中で，どの程度火の元に気をつけていたのかとか，上の階にどれだけの人が住んでいたのか等を質問し，そういうことを認識していたのだったら，火を付けたときも当然危険性のことも分かっていたはずとの考えで質問しました。ただ，やはり被告人は，火を付ける際には，ほかに火が燃え移ることなんて全く頭になかったと話していました。皆さんにはそういうことを言っている被告人の話について，どう感じられましたか。

(司会)

3 番の方いかがですか。

(3 番)

被告人は，たぶん，自殺するという，そこだけを考えていたと感じました。

(司会)

いわば視野狭窄を起こしていたのではないかとということでしょうか。

(3 番)

そうです。

(司会)

2 番の方はいかがですか。(2 番)

特にありません。

(司会)

1 番の方はいかがですか。

(1 番)

心情がどうだったのかは他人のことなので分かりませんが、自分が主役になっているのかなとは思いました。

(司会)

自殺を考えたが、自殺もできないので、死刑になるような大罪を犯せば死ぬことができるんじゃないかと考えたといった話も出てきたと思いますが、眉唾だとか、本当にそんなふうに考えられるのかといった点ではどうでしたか。

(1 番)

思っていることはだいたい話しているのではないかと思いました。

(検察官)

取調べの際、被告人は、子どもが自分にあまりなつかない姿を見て大層ショックを受け、死んでしまいたいと思った。ただ、自分で死ぬような勇氣はなかったので、死刑になるような犯罪を犯せばという話をしていました。検察官としてはやはりそこに論理の飛躍があるとは思ったのですが、結局、死刑になりたいと思いながら、こういう犯罪を犯したという構成としたのですが、今考えてみると、死刑の点に少しこだわりすぎたのかなと

感じています。今の現状に悲観して死を選ぶ方法を、やけくそになってこの方法を選んだのではないかと、今になってそう思っていることはありません。

(司会)

さて、少し話題を変えまして、裁判後に出していただいたアンケートの中で、検察官も弁護人も、被告人や証人に対する質問の意図が分かりにくかったという意見がかなり多かったのですが、この点どうお感じになりましたか。

(2番)

なぜその質問をしているのかという理由や背景が分かりにくいということではないかと思います。また、その質問を繰り返す感じだったので、更にその質問の背景にあるものが何かが分からないことが引っ掛かったのだと思います。質問の最初に、質問の趣旨を言うとか、逆にもっと省いた感じの質問をした方がよいのではないかと個人的に思いました。

(1番)

私は少し違った視点を持っています。最初に質問の趣旨を言うと、相手に固定観念を与えてしまい、相手がそれにとらわれるという一面もあるように思うので、質問する側は難しいんだろうなと思いました。

(司会)

反対尋問においては、質問の意図を敢えて悟られないようにする場面もあり、これも尋問技術としてはあるのですが、裁判員の方にとっては、今の話がどう展開していくのか見えないという部分もあろうかと思います。

3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

被告人質問がどうであったかはちょっと記憶にありません。

(司会)

裁判官の立場ではどうであったか，裁判官からお願いします。

（裁判官）

裁判員裁判が終わった後，裁判員の方から感想を聞くと，当事者の質問の意図が分かりにくかったという声は結構あります。裁判官もそうですが，裁判員も証拠を見ているわけではなくて，流れが分からない部分もあるので，質問する側は，どういう点を聞くのかを明確にした上で質問することが必要ではないかと思います。そういう意味では，先ほど2番の方がおっしゃったことが大事になると思います。特に，話題を変えるときには，「次はこういうことについてお聞きします。」とか，「冒頭陳述のここの部分についてお聞きします。」とかを言っていただくとありがたいと考えています。

（弁護人）

私が担当した放火未遂事件では，主に放火に至った動機の部分を理解していただくことが重要と考え，時系列に沿って順番に質問をしていきました。また，話を変えるときは，そのことを質問の冒頭で話した上で質問に入っていたつもりですが，分かりやすかったですでしょうか。

（3番）

よく分かりました。

（司会）

質問事項自体は，あらかじめ尋問事項書を出してもらっているのですがその質問をすることは分かるが，裁判員にとっては，その質問によって証言者から引き出したい証言内容が何なのかが分かりづらいということなんだろうと思います。この点はまた法曹三者の間でも話題にしていきたいと思います。

次の話題に進みたいと思います。それぞれの事件で証拠がたくさん出ていたわけですが，例えば，現場の写真について，枚数はどうだったかとい

う点です。枚数が多すぎたとか，少なすぎたという点について御意見はありますか。

1番の方いかがでしょうか。

(1番)

妥当な枚数ではなかったかなと思います。ただ，法廷という場でしたから，一つ前の写真をもう一回見たいと思っても，そういうことはできないなと思ったことはあります。

(司会)

評議室でその写真を見直すことはできるようにはなっています。放火した建物の周囲の写真をかなりの枚数を画面に映していて，それがどのくらい意味があるのか，正直私もよく分からなかったところがありました。検察官としては，もう少し写真を絞っても良かったという思いがありますか。

(検察官)

おっしゃるとおり，放火未遂の事件は検察官が証拠として提出した写真の枚数がかなり多かったと思います。店内の放火なので，早めにその写真をお見せすれば良かったんですが，本件犯行現場の周囲の写真はかなり多く見せすぎて，私も見ていながら，途中で裁判員の皆さんが疲れてしまうのではないかということを考えました。過不足なく簡潔な立証を目指すために，写真の枚数について多かったということであれば，御意見をいただきたいですし，逆にこういう写真をもっと見たかったということであれば，御意見をいただきたいと思います。

(司会)

住宅の放火の事案で建物周辺の写真を数十枚取り調べたことについて，多すぎるということで，以前の意見交換会で裁判員経験者と裁判官の意見が一致したことがあります。裁判官の立場からも，周辺の状況が全く分からないとかえって困りますので，住宅密集地なのか，郊外で建物がまばら

な場所なのか、放火の危険性を判断する上では周囲の写真がいらぬわけではないので、何枚かは必要ですが、同じような写真があった場合に、もう少し絞り込めないかなという感想を持つことはあります。周囲の状況としては、4方向、あるいは8方向くらいは必要なのかもしれないと思いつつ、360度見られるたくさんの写真まではいらぬとも感じます。これは裁判官の個人的な見解かもしれません。

逆に、前回の意見交換会だったと思いますが、知りたいことがあったけれども、それが写真に写っていなかったということもあります。2番の方、そのようなことで何か思い出されることはありますか。

(2番)

特にありません。

(司会)

3番の方は、写真の枚数とか、何かありますか。

(3番)

枚数は、少し多かったような気がします。周りが燃えやすく、延焼しやすいということで示されたのではないかと思います。

(司会)

放火未遂の事件は、3階建ての建物だったので、各階それぞれの写真があって、周囲の写真、道に囲まれていますから、建物の外側の写真があって、さらに現場の写真があったと。そういう意味では多重構造になっていましたので、どこに力点があって、どこが本当に大事なところかということが分かりにくかった。その点は、検察官も検討されるということなので、検討していただければよろしいかと思います。

次に、それぞれの事件で証人の取調べをいたしました。放火既遂の事件では、消火の際に現場にいた消防士さんや会社の社長さんを取り調べました。放火未遂の事件では、検察官からお医者さん、弁護士からはお父さん、

お母さんの請求がありました。

証人から直接話を聞くことについて、理解のしやすさ、あるいは記憶の残りやすさという点では有益な方法であるという意見と、供述調書を読み上げるだけでも十分に分かるのではないかという意見があり得るのではないかと思います。皆さんの御感想はいかがでしょう。

1番の方、消防士さんの話や社長さんの話で何か感じたことはありますか。

(1番)

内容はある程度覚えています。当時は内容を理解するのに必死で、話し方であるとか、細かいところまでは気にしていなかったと思います。

(司会)

2番の方いかがでしょう。

(2番)

証人が多いとさすがにあれですけど、私が担当した事件の証人二人程度であれば、その人が発する言葉とか、表情とか、いろいろ見ることでできるので、良いと思います。

(司会)

3番の方の事件では、証人としてお医者さんが出てきましたけど、被告人の話の一部調書で朗読したり、被告人の周りの人の話を一部調書で朗読したりしましたが、それで分かりにくかったかどうかという点はどうでしょう。

(3番)

精神科医の話が専門用語が多くて分かりづらかったです。

(司会)

他に話を聞きたかった人はいませんでしたか。

(3番)

離婚を望んだ奥さんの話を聞くことができたなら、良かったかなと思います。

(司会)

離婚を希望しているといっても夫婦だから来てもらうべきなのか、奥さん自身も病気を抱えていて法廷には出てこられない。検察官としては、どうなのでしょう。

(検察官)

奥さんを法廷に呼ぶかどうかという点については、むしろ弁護人の方が呼びたかったのではないかと思うのですが、いかがですか。

(弁護人)

呼ぼうかどうか悩んだんですけれども、直接会ってお話をお伺いして、呼ばない方が良く判断して、調書の朗読ということにしました。

(司会)

弁護人が呼ぶのを諦めたということであれば、やはり検察官が呼ぶべきであったかどうかという点も問題になろうかと思いますが、どうでしょう。

(検察官)

その点につきまして、当然考えはしましたが、本人の負担等を考えて、結局、呼ばないということになりました。供述調書の朗読と証人尋問のどちらが分かりやすいかという点については、直接話を聞いた方が分かりやすかったと思います。

(司会)

2番の方から、証人二人くらいだったら聞いていて困ることはない、むしろ分かりやすいという話だったんですが、会社の従業員とか、付近の住民、実際に危険な目に遭った人達の話の聞くとなると多すぎるということでしょうか。

(2番)

それだと多いかなと。あまり重要な人物ではないような気がします。

(司会)

話を進めますが、3番の方から出た話につながるのですが、いわゆる難解概念、専門用語の話になりますが、未遂の事件では、被告人がAという精神障害の状態、心神耗弱の状態であったことは当事者間で争いがなく、心神耗弱者の刑を減輕するという刑法の規定があるわけですが、その趣旨について御理解いただけましたでしょうか。

(3番)

はい。

(司会)

裁判官の説明以前に、検察官、弁護士からも説明をしてくれていたのですが、裁判官は詳しく説明しなかったように記憶していますが、大丈夫でしたか。

(3番)

はい。

(司会)

3番の方は、起訴前に精神鑑定を担当された精神科医から被告人の病状などについて、法廷でお話を聞きましたけど、医学の専門用語がいろいろ出てきて分かりにくかったという御意見でした。こういった一般の方には理解が難しいような医学用語、例えばAといった言葉については、どのようにして理解をされましたか。

(3番)

はい。分かりました。

(司会)

法廷で聞いただけでは分からなくて、評議室で裁判官からも説明してくださいという話になったりすることもあるんですけども、今回の事件では、それなりに分かるレベルだったということですかね。これは理解がで

きる病気だったのですかね。

(3 番)

はい。

(司会)

事前の打合せで、検察官としては、パワーポイントのスライド資料が見やすくなる工夫をしたということなんですが、証人の話はどのくらい理解できたでしょうか。よく分からなかったという点はありませんでしたか。

(3 番)

パワーポイントを見ながら話を聞くことができたので、頭に入りやすかったです。

(司会)

責任能力、心神耗弱、Aという言葉は、一般の方には、すっと入ってこないということがあるんですが、言葉の理解というものと、言葉で示されている実体というんですかね、実際にどんなことがあったのかという事実レベルの理解というものがうまく結びついたかどうかということなんですが、どうですか。

(3 番)

それは、分かったと思います。

(司会)

例えば、被告人の精神障害が犯行にどんな影響を与えたかという説明は、御理解いただけましたか。

(3 番)

はい。

(司会)

それを前提にして、評議で意見を述べる際に困るということはありませんか。

(3 番)

なかったような気がします。

(司会)

裁判員の方に馴染みのある概念の場合はいいんですが、馴染みのない概念になったら、どうなるのか多少心配があります。検察官の方で何かありますか。

(検察官)

医学的な専門用語というのは、裁判員の皆さんが普段あまり耳にされない言葉がいっぱいあるので、検察官としても裁判が始まる前に精神鑑定を担当したお医者さんとある程度打合せをして、分かりやすく言い換えていただくということがあります。ただ、言い換えというのは難しく、お医者さんにとっては、専門用語を正しく伝えるということを第一に考えていますので、あまり簡単に略すと、逆に誤解を招くという方もいらっしゃいます。ですから、検察官がこれからやらなければならないことは、お医者さんを尋問する場合、専門用語について、裁判員にも分かりやすく説明するには、どのような言葉を使って、どのような説明をすれば良いかお医者さんと綿密に打合せをして、また、弁護士、裁判所と打合せをして、どのような事項についてお医者さんに聞くかを綿密に詰めておいた方が良いと思います。やはり、証人尋問の質問でお医者さんが想定外の範囲のことを聞かれ、自分の専門的な知識に基づいて答えることは当然ありますので、その時に更に難しい言葉が出てきてしまうということも今回の事件であったと思います。裁判員の皆さんが理解するのが難しい部分があったと思いますので、今後の課題としましては、検察官がより綿密な打合せをして、難解な用語については、より分かりやすくするよう努力する、尋問する事項に対しては、当事者間でもっと詰めて、どの範囲でどういう話を聞くのかということころを可能な限り詰めることができれば良いなと思っています。

(司会)

専門家の証人が出てくる場合，金沢では，事前にカンファレンスを1回はやっているんですが，1回だけで足りていましたか。裁判官の立場からいかがですか。

(裁判官)

何回やれば良いという問題ではないと思いますが，検察官が言ったようなところまで詰められれば良かったのかなという感想は持っています。

(司会)

カンファレンス1回というのは，最低限1回はやらなければならないということなので，詰まっていない点があれば，複数回，2回，3回とやることも考えなければならないのかもしれませんが。パワーポイントの原稿ができてから打合せを行うようにしているんですが，その前にこんな方向でパワーポイントの原稿を作ってくださいというような，注文を出すようなカンファレンスがあるのかもしれませんがね。この辺り，どんな改善，工夫が可能なのか，弁護人の立場から何かありますか。

(弁護人)

責任能力のところは，弁護人としなくても，裁判員に理解してもらえないといけないところでして，カンファレンスの際に，専門の先生に，裁判員の方に分かりやすく理解していただくには，こういう言い方のほうがいいのではないかと，それはこういうことではないかと，ということでいろいろ表現を変えたらどうかというような話をしていましたが，先程，検察官が言われていましたが，専門家ですと，専門用語として厳密に理解してもらえないと困るという専門家の立場もあると思うのですが，経験された事件の先生はどちらかというと，厳密に表現をしないといけないということで，こちらでも分かりやすく質問あるいは表現を工夫できれば良かったんですが，なかなか難しい面があると思いますので，具体的にこうしたらいいという

ことは、なかなか難しいところがあります。改善を要する点としては以上となります。

(司会)

この点については、更に法曹三者で検討していきたいと思います。

(1番)

例えば、事前にこのような専門用語が出てくる可能性があります、若しくは出てきますというのが分かっていた場合、裁判員候補者や裁判員が事前に専門用語一覧のようなものをもらうことは可能なんではないでしょうか。

(司会)

裁判員裁判の開始当初は、用語集を作成して配ったりしていました。あまりたくさんの紙を配るのはどうだろうという話が出てきて、最近では、用語集を配るということはしていません。本当に難しい用語ばかりが出てくる事件であれば、専門用語集を配る必要があるんだろうと思います。今回の事件は比較的分かりやすい問題だったので、そこまでの必要性がなかったということになりますが、場合によっては、用語集を活用する方法もあると思います。

(1番)

もう一つよろしいでしょうか。個人的な思いなんですけど、裁判員として、私達はやってきました。そして、法廷で専門用語の話が出てきました。それをきちんと判断、理解をした上で、裁判員はちゃんとそれについて質問できるのかなという心配があります。単に理解できたから何も言わなかったのか、もしかしたら、理解できずにうやむやに先に進んでしまったことがあるかもしれないと思います。

(司会)

非常に重要な御指摘だと思います。質問が出なかったけど、それはそもそも質問ができるレベルまで理解ができていないのか、つまり疑問を持つ

ことすらできなかったのか，ちゃんと分かった上で質問をしていないのか，その辺りの見極めという点ですが，いかがでしょうか。

（裁判官）

私は，あまり経験がないので，実際どうだったかというのは，よく分からないところがあるんですが，これまで5年間やってきた中でひょっとしたらそういうことがあったのかもしれないなというのは思っております。裁判所としては，専門家の証人に限らず，裁判所側から質問する前には必ず休廷をした上で裁判員の方に聞きたいことはありませんかということを知りたくて聞いています。そこで分からないことがあれば，裁判所に質問していただければいいですし，そのような機会を設けてはいるんですが，その場でもそういったことがひょっとしたらできていないのではないかと御指摘になるのでしょうか。

（1番）

はい。

（裁判官）

そうすると，当事者にもっと分かりやすく質問してもらおうとか，そういうところから考える必要があるのかなと思います。

（司会）

評議を一緒に行う裁判官の立場から言えば，評議ができる程度には理解しておいてもらわないと評議にならないということがあるので，少なくとも評議ができるレベルまで当事者の説明，あるいは証人の説明を前提にして理解してもらわないと評議そのものが成り立たない，ひいては裁判員裁判がうまく行かないということになります。評議室に入って，裁判官がもう一度説明し直すということであれば，それは失敗ということになるので，法廷でできるだけ理解してもらおうようにしなければならぬと常々思っています。検察官や弁護人がそれをできないようであれば，そもそも立証

活動が失敗なんだというふうに思っていたくしかない。ですから，その問題を乗り越えない限り裁判員裁判はうまく行かないことは確かですね。

次に，量刑の話に移って，進めたいと思います。

皆さんが御担当されたのは，いずれも放火の事件だったんですが，現住建造物等放火罪の一番軽い刑は，これを下限と言いますが，懲役5年です。既遂の事件では，検察官の求刑が懲役5年に対して，懲役2年6か月の刑を言い渡しました。また，未遂の事件では検察官の求刑が懲役4年に対して，懲役3年，4年間執行猶予，保護観察付きの刑を言い渡しました。

皆さんの素朴な感覚として，検察官の求刑をどのように感じられたでしょうか。2年6か月の刑を言い渡した既遂の事件では，酌量減輕といって，下限を半分に下げた，つまり実刑として言い渡すことのできる一番軽い刑を選択しているのですが，検察官からすると，随分刑が下がったなという印象のようです。1番の方どうでしょうか。

(1番)

個人的には，最初は懲役5年は妥当だと思っていました。過去の他の裁判の結果を見せていただいたときに，過去の事件ではこんな結果が出ていたのかとそのときに分かったので，どうしようかなと考えました。

(司会)

2番の方いかがですか。

(2番)

1番の方とほぼ同じですが，絶対評価だとそうなのかなというところですが，相対評価だと若干軽くなるのかなと感じました。その辺のデータベースというのが最初はないので，実際に決まってみてそうかなという感じです。

(司会)

検察官の立場だとどうですかね，法定刑の下限を求刑しているのは，決

して厳しい評価をしているわけでもないと感じるんですけど、検察官はいかがですか。

（検察官）

既遂の事件の求刑をするに当たっては、判断を大分迷いました。6年にするか、7年にするかというところを考えたんですけども、今回の事件は幸いにして、けがをしている方、あるいは亡くなった方はいなかったというところと、燃えたところが会社の倉庫であって、人の出入りがある可能性はありますが、当時人はいなかったということ、焼損面積は、2階の床が全部燃えまして、それが約145平方メートルだったというところで、検察官も過去の事例を検索しまして、懲役5年という結論に至りましたが、5年以下にすることを考えたかということ、それは考えませんでした。

（司会）

検察官として、法定刑の下限の求刑をさらに下げる具体的な理由は見つからなかったということですね。

（検察官）

そのとおりです。

（司会）

それに対して未遂の事件では、法定刑の下限を割り込んだ4年という求刑なんですけれども、3番の方はどう思われましたか。

（3番）

4年間の執行猶予が付いて、保護観察が付きましたよね。保護観察が付いて良かったなと思いました。求刑としては、4年で妥当だと思います。

（司会）

検察官としては、未遂だから法定刑の下限を割り込んだ4年としているのか、さらにそれが心神耗弱について争いが無いから4年としているのか、その辺りはどうでしょうか。

(検察官)

その点につきましては、未遂と心神耗弱の二つを考慮して4年という求刑を決めました。

(司会)

検察官の求刑の話はこのくらいとしておきますが、その先の評議の話になるんですが、主文からすると、どちらの事件も実刑か執行猶予かで議論が行われたことが推測できるような主文なんですけれども、皆さん、評議で十分意見を言うことができたでしょうか。アンケートを見ますと、必ずしも自分は評議で意見が言えなかったと書く方がいらっしゃるので、お伺いしたいんですけれども、評議の時間が十分にあったかどうかということ、評議の進め方が適切であったかどうかということ、いろいろあるかと思いますが、評議の中で、皆さん意見を十分言うことができたでしょうか。

1番の方いかがでしょうか。

(1番)

私は評議の中では、割と話をさせていただいた方だと思います。個人的には自分の意見は伝えられたと思っています。ただ、他の方がどうだったかというのは分かりませんし、これは私の思いかもしれませんが、裁判官の方々が時間を気にしているのかなというのが見えてしまって、時間は必要なんだなということも感じたところです。

(司会)

2番の方いかがでしょうか。

(2番)

評議の時間が短いというのが個人的な印象ですね。確かトータル3日間で、2日間は裁判のやり取りをして、評議は1日なんですけれども、執行猶予とか、5年を半分にどうのこうのとか、保護観察とか、いろいろ言葉が出てきて、裁判員の人達は初めて聞いた言葉でそんなのがあるんだとか、

データベースも結構多いですし、そこから僅か1日というか、たぶん半日くらいで判決までもっていつていると思うんですけど、やはりちょっと短いかなというのが印象です。意見を言う人は言うんですが、やはり時間に追われて、周りの雰囲気とかでそのまま意見を言えずに判決を出す人がいてもおかしくないのかなと思います。

(司会)

裁判官として、よく反省しなければならないところを御指摘いただきました。評議の進め方という点では何かありますでしょうか。

(1番)

進め方は素晴らしいと思いました。こういうふうに裁判を進めますという説明を最初にいただきました。実際に流れは、スムーズだったと考えています。

(司会)

2番の方はいかがでしょうか。一番最初に言われた感想からしますと、随分決まったことが多くて、緩めた方がいいという御意見もありましたが。

(2番)

進め方は、全然問題なかったと思います。やはり、裁判員が考えるというか、思考が一致するというか、裁判官、裁判長のところまで近づく、評議できるレベルになるのに若干時間はかかる。ただでさえ初めてで、緊張というか、普通に何かするよりも理解度は遅いと思います。そこが気にかかるくらいで、進め方としては特に問題ないと思います。

(3番)

裁判長に分からないことを聞くことができましたし、進め方もよかったと思います。他の方で全然喋らない方もおられましたが、進め方はスムーズだったと思います。裁判長の持って行き方が良かったと思います。

(司会)

時間の点はいかがだったでしょうか。

(3 番)

時間は足りなかったと思います。

(司会)

評議の進め方について、私は、これまで48件の裁判員裁判の裁判長を6年ほどやっており、それなりに慣れているつもりではあるのですが、まだまだ意見の引き出し方が十分でない点があるのかもしれませんが。今後更に修養していきたいと思います。時間の短さの御指摘については、裁判官が気にしていることが分かるようではいけないと思いますので、もうちょっとゆったりしたというか、皆さんが時間を気にしないでやっていただけるよう、更に考えていきたいと思います。

評議の過程では、量刑データベース、これは裁判員裁判の過去のデータを集めたもの、一部は裁判員裁判が始まる2年前の裁判官だけの裁判のデータが入っているものですが、それを画面でお示しして、事案の一部については、こんな例も入っていると説明させていただいて、グラフを見ていただいたのですが、それがなければ話はできないということになりますね。いかがでしょうか。

(2 番)

それがないと、多分できないですね。何を基準に決めるか全く分からないので。さらに欲を言えば、もうちょっと見たかったというのも本音です。

(1 番)

そもそも5年という基準がどうやって決まったのだろうと最初に思いました。それでデータベースを見て、なるほど、こんな感じで過去の例があると感じました。そこから入ったような気がします。

(司会)

明治時代の初めは、年数ではなくて、重懲役、軽懲役と言っていたのを、何年から何年という形に置き換えてきたという立法史があって、大体、法定刑の下限が定められているものは、そもそも重いものとなります。裁判員裁判の対象となる事件は、みな法定刑の下限があります。窃盗は、下は1箇月から上は10年ということで、上の方を決めています。詐欺といった財産犯もそうですが。下を持ち上げている事件ということは重い事件、一番下が5年であったり、強盗致傷罪だと6年だったり、強姦致傷罪だと5年。下が持ち上がっているというのは、同時に上も上がっていくので、重い罪ということになります。そういった刑法全体の説明については省略させていただきます。

最近の話ですが、裁判員裁判の判決が、控訴審あるいは最高裁で破棄されたり、量刑が軽くなったという事案が話題になっています。何か感想をお持ちでしょうか。最近の例で言いますと、東京高裁のリベンジポルノの事案で、刑が重くなりすぎて、裁判官が公判前整理手続からきちんとやっていなかったのがいけないとして差し戻したという事案がありましたし、一審の死刑判決を破棄した控訴審の判決を最高裁が支持した事案が二、三でており、話題となっているのですが、何か御感想がありましたら、お聞かせいただくとありがたいのですが。

(3番)

人が人を裁くというのは実際に法律を勉強していないと分からないことがたくさんありますね。先日から問題となっている死刑判決が破棄されたこともあって、殺人事件とかそういったものは裁判員裁判には向かないのではないかと思いました。

(司会)

裁判員裁判の対象というのは故意の犯罪で人が死んだ場合か、死刑・無期懲役の法定刑があるという重い事件に限って行われているわけですが、

人が死んでいる事件，特に殺人というような事件になると，裁判員を御担当いただく国民の皆様の負担も大きいということがあります。例えば，遺体の写真などを見て，裁判員がショックを受けて体調を崩し交替したという報道も二，三ありました。事案の性質上当然かとも思いますが，裁判員の方々にはそういった事件を担当されると，精神的な負担が避けられません。人が人を裁くということで負担があるわけですし，裁判員として御参加いただくのも初めてという方がほとんどで，初めてのことという負担もちろんあるわけです。そういった裁判員の方に対する配慮という面で御意見がありましたら，お聞かせいただきたいのですが。

(1 番)

メンタルの部分は，正直どうしようもないかなという思いがあります。自分自身はメンタルな部分で辛くなったとか，暗くなったとか，そういったことはなかったのですが，周りの反応を見ていると，ああ，あるんだなというのは感じました。ちょっと話は飛びますが，ソーシャルネットワークの掲載を見ていると，裁判員をやったことがある人か，まったく知らない人かで感想の書き方が全然違うことが見て取れます。そう考えると，私たちが「裁判中に精神的なショックを受けることがあるかもしれません。」と聞いた言葉は，もっと強く受け取っている人もいるし，もっと弱く受け取っている人もいると感じました。精神的負担やストレスなりショックはあるということをもっと強く言ってもいいと思いました。

(2 番)

配慮すべきかなと思います。やはり弱い人はいると思いますので。少なくとも裁判所に呼ばれて「私はそういうものを見たくないの，選ばないでください。」と自ら名乗り出た人にはなるべく外してあげるほうが良いかなと思います。どうしても本人のメンタル部分になってきますので，弱い人には無理させなくてもいいじゃないかというのが感想です。

(司会)

裁判員の方の中にそういう方がおられるという意識が裁判官の中にかつてあまりなかったようで、我々も最近そういうことに気がついて、そういった勉強もするようにしております。臨床心理士の方の講演を聴かせていただくと、そういう状況の方々にはふさわしくないというご意見を伺っており、できるだけ配慮するようにしているのですが、配慮したはずの事件でもそういうことが起きているので、根本的に考えなければならないかなと考えているところです。

(3 番)

2 番の方と同じです。裁判二日目の帰る時、何かすごく重い気持ちで帰った記憶があります。

(司会)

夜も眠れなかったと言われた方もおられますし、晩ご飯を作る気になれなくて外食にしたという女性もおられました。裁判官でも大きな事件になりますと気が重いということも確かにあるので、そういった点もいろいろ配慮しなくてはならないと思いますが、制度として、ある程度の負担がかかることも前提となっているということを 1 番の方も言うておられると思います。

裁判員の加わった判決が、破棄されたり軽くなるといったことについて何か御感想があれば、お聞きしたいのですが。

(2 番)

破棄や上訴はどれくらいあるのでしょうか。

(司会)

裁判員裁判の破棄率は、7 パーセントありません。一審で確定してしまうものがかなりあるうえ、控訴された場合でも、高等裁判所で破棄されたという実績は 6 . 数パーセントです。ということは、大半の事件が維持さ

れているというのが実際です。

(2 番)

ネットでは大分叩かれているみたいですけど，数件とかなら仕方がない。やはり，全てというのは無理。分母によりますけど，少ない件数はそう問題視せず，致し方ないと思います。

(司会)

私が最初に高等裁判所に勤務した部では，平均でも20パーセント破棄していました。それに比べると三分の一以下の破棄率です。そういう意味で高等裁判所はあまり破棄していないので，原審の裁判員裁判を尊重するという姿勢は徹底していると理解しています。それでもどうしても避けられない領域があると裁判官としては考えています。それは死刑の選択の領域であったり，裁判官がやる手続の領域だったりします。

(裁判官)

確かに最近，裁判員裁判が破棄されたということで報道されています。ただ，考えてみると裁判員だけの裁判じゃないですよ。裁判員裁判は，裁判官と裁判員が一緒にやる裁判で，実際破棄された判決の中身を見てみると，裁判官の担当すべき部分が間違っていた，だから破棄しなければならないというものもあります。求刑の1.5倍の量刑をしたものを，最高裁が破棄してもっと短い刑期にした大阪の傷害致死の事件では，裁判官は量刑評議の在り方について日頃から研究して，適切な評議ができなければならないというようなことも判決文に書いています。むしろ，裁判員裁判が破棄されるのは，裁判員の判断がおかしいと言っているよりも，裁判官はしっかりしなさい，というメッセージが込められていると考えています。

(司会)

最後に，これから裁判員になる方へのメッセージを一言いただきたいと思います。皆さんが裁判員になられる前と後で，何か変化はありましたで

しょうか。

(1 番)

間違っても、勘違いしても大丈夫ということでしょうか。実際、法廷で証人の方が言われていないことを、さも言ったように頭の中で勘違いしていて、それについて質問して、「え、そんなこと言いましたっけ。」と回答され、その時ちょっと恥ずかしい思いをしたのですが、後で、録画を見ると、確かにそのような話をしていないというのが分かりました。間違えたのは事実ですが、それを強く引きずる必要もないということも分かったで、実際やってみて、裁判員は優にやれると思っています。

(2 番)

事件の内容にもよりますが、やる前とやった後では、やって良かったというのが印象です。裁判官もものすごく丁寧にサポートしてくれますし、職員の方も丁寧に対応してくれますので、そういった面では余り心配はいらないのかなと思います。今後そういった方がおられるのであれば、内容によりますが、やってみればいかがでしょうか、ということです。

(3 番)

2番の方と同じで、私自身は本当に貴重な体験をさせていただいたと思います。これから裁判員裁判に選ばれた方に対しては、経験するといいいよ、と言えらると思います。

(司会)

裁判といったものの報道に関心が高まったということをおっしゃられた方もこれまでたくさんおられますが、報道機関の関係で何か御意見はありますか。あるいは、報道機関に対する注文といったことでも結構ですが。

(1 番)

事件が起きた当初とその直後あたりは割ときちんと出ているのですが、裁判がいつ行われて、こんな判決になりましたということが新聞にじっく

り目を通さないと分からない。よくあるのが会社の悪いことをした人が、再発防止策に努めますというようなことを言った後、半年後、一年後どうなったのか知りたいなと思っても、ないということがあります。

(2 番)

裁判員をやってから、割と注目して見るようになりましたが、しばらくして風化してきて、あまり今は見ていないのですが。

(3 番)

実際に裁判員裁判をやってみて、今度は傍聴席から裁判の流れを聴いてみたいと思っています。

(司会)

概ね時間もまいりましたので、この意見交換会もこのあたりとしたいと思いますが、法曹のほうから何かありますか。

(弁護士)

裁判の最初に冒頭陳述というのをやります。検察官は、基本的には書面を事前に配布して、それを見ながら説明するというタイプの方が多いと思うのですが、弁護人は、事前に書面を出さず、大きな紙とかで、こちらに注目していただいて話を聴いていただいた後、書面を配布する方法をとる弁護人が多いと思います。どちらのほうの方が分かりやすいでしょうか。あるいはどちらでもよいのか、少しお聞きしたいなと思います。

(司会)

3 番の方はプレゼンが良かったという御意見でしたね。

(3 番)

あれは良かったと思います。

(1 番)

難しいですが、分かりやすさだけで言えば、紙はもらわずに、前で紙をめくってプレゼン形式でやっていただいたのがすごく分かりやすかったです。

す。分かりやすさ優先で作られていると思うので、私はそれが良いと思いました。

(2 番)

私は、どちらでも同じです。

(弁護士)

検察官の書証の取調べや、被告人質問で30分以上の長時間に亘る場合、どれくらい集中力が持続するかということをお聞きしたいのですが。

(司会)

長い証拠調べは、疲れるというか、なかなか集中力が維持できないというのは裁判官でも同じです。人間は30分以上はなかなか集中できないという研究成果もあるようですが。

(3 番)

そうですね。やはり30分が限度かもしれない。

(2 番)

集中力というか中身かな。目的などを明確にすることによって集中している時間も長くなる。何の意図があるのだろうという質問が長く続くと、集中力が続く時間も短くなってくるとは思いません。

(記者)

裁判員に守秘義務という問題がある中で、1番の方は、周りからうらやましいと言われたとか、2番の方は、会社から特別休暇をとったことになった時、周りからの反応とか、感想を聞いてくるとか、そういうところでどこまで喋ってよいかといったジレンマなり葛藤なりはありましたか。

(1 番)

私はないです。

(記者)

聞かれたりもしなかったのですか。

(1 番)

聞かれましたが，評議室でお話のあったとおり，ここは喋ってはいけない，ここは公開情報だから喋っていいときちゃんと教えていただいていたので，話して構わないという部分をうまく話したつもりです。

(2 番)

会社には言っていないので何も聞かれていません。上司にしか言っていないので，周りの人は，「なぜ火・水・木と中途半端な時に休んだの。」と聞くくらいで。身内には話しましたが，「大変だったね。」くらいです。

(司会)

補足させてもらいますが，裁判員裁判の評議の秘密の対象を，評議室の中の話と法廷の話とを大別して，法廷の中の話は公開の裁判ですから公開情報として何をしゃべっても構わないというふうにしています。評議室の中の話については，原則的にほとんど全部が守秘義務の対象となる。そういう仕切りで説明しています。

(3 番)

私は人事課の方に選ばれたことを伝えたら，「おめでとうございます。初めてですよ。」と言われました。人事課からは内容などは全く聞かれていませんし，上司も内容を聞いてきません。ですから，あまりしゃべってはいませんが，新聞報道とか裁判の内容とかは家族で話しました。

以 上